

7	同条例第7条第2項の規定による周知計画の修正の指示								○	総合事務所長
8	同条例第8条第1項又は第2項の規定による市町村長等への照会又は当該照会の結果の通知								○	総合事務所長
9	同条例第11条の規定による意見書の受理								○	総合事務所長
10	同条例第12条第1項の規定による見解書の受理								○	総合事務所長
11	同条例第13条第1項の規定による指導及び助言								○	総合事務所長
12	同条例第13条第2項の規定による市町村長への協力の要請								○	総合事務所長
13	同条例第14条の規定による実施状								○	総合事務所長
7	同条例第7条第2項の規定による周知計画の修正の指示 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
8	同条例第8条第1項又は第2項の規定による市町村長等への照会又は当該照会の結果の通知 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
9	同条例第11条の規定による意見書の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
10	同条例第12条第1項の規定による見解書の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
11	同条例第13条第1項の規定による指導及び助言 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
12	同条例第13条第2項の規定による市町村長への協力の要請 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
13	同条例第14条の規定による実施状									

況報告書の受理										
14 同条例第15条第1項の規定による実施状況報告書等の送付									○	総合事務所長
15 同条例第15条第2項の規定による市町村長の意見の聴取									○	総合事務所長
16 同条例第16条第1項の規定による合意形成に関する審査結果の通知等									○	総合事務所長
17 同条例第16条第3項の規定による実施状況報告書の受理									○	総合事務所長
18 同条例第17条第1項の規定による意見の調整の申出の受理									○	総合事務所長
略										
24 同条例第20条第2項の規定による									○	総合事務所長

況報告書の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
14 同条例第15条第1項の規定による実施状況報告書等の送付 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
15 同条例第15条第2項の規定による市町村長の意見の聴取 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
16 同条例第16条第1項の規定による合意形成に関する審査結果の通知等 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
17 同条例第16条第3項の規定による実施状況報告書の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
18 同条例第17条第1項の規定による意見の調整の申出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの									○	総合事務所長
略										
24 同条例第20条第2項の規定による									○	総合事務所長

報告の受理										
13 略										
14 略										
15	同法第7条第1項第4号の規定による食肉販売業者の届出の受理								○	総合事務部長
16 略										
17 略										
18 略										
19 略										
20 略										
21 略										
22 略										
23 略										
24 略										
25 略										
26 略										
27 略										
28 略										
29 略										
30 略										
十六~四十七 略										
四十八	鳥取県暴走規制条例(平成22年鳥取県条例第81号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第8条第1項の規定による基本方針の策定	○						
		2	同条例第8条第2項の規定による警察本部長の意見の聴取					○		
		3	同条例第8条第3項の規定による基本方針の公表	○						
消費生活センター										
三	消費生活協同組合法(昭和43年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第10条第3項ただし書の規定による共済事業等以外を行うことの承認	○						
		2	同法第12条第4項第2号及び第3号の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可					○		
		3	同法第12条第6項の規定による組合に対する措置の命令					○		
		4	同法第12条の2第3項の立入検査等					○		
		5	同法第12条の2第3項の業務改善命令	○						
		6	同法第12条の2	○						
消費生活センター										
三	消費生活協同組合法(昭和43年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第12条第3項ただし書の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可					○		
		2	同法第12条第5項の規定による組合に対する措置の命令					○		
十六~四十七 略										

第3項の共済契約の募集の停止命令等									
7 略									
8 同法第30条の2第2項の規定による組合の役員を選任	○								
9 同法第40条第4項の規定による定款の変更の認可	○								
10 同法第40条第5項の規定による共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可	○								
11 同法第40条第6項の規定による貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可	○								
12 同法第50条の5の規定による健全性の基準の設定	○								
13 同法第50条の9第1項ただし書の規定による価格変動準備金の全部又は一部の金額について積み立てをしないことの認可	○								
14 同法第50条の9第2項ただし書の規定による価格変動準備金を取り崩すことの認可	○								
15 同法第50条の12第3項の規定による共済代理人に対する説明等の要求					○				
16 同法第50条の13の規定による共済計理人の解任命令	○								
17 同法第53条の4第3項の規定による共済契約条件の変更の申出の承認	○								
18 同法第53条の5の規定による組合に対する共済契約の解除に係る業務の停止その他必要な措置の命令	○								
19 同法第53条の10第1項の規定による共済調査人の選任等	○								
20 同法第53条の10第3項の規定による共済調査人の解任	○								
21 同法第53条の13第1項の規定による契約条件変更に係る承認	○								
22 同法第53条の17第2項ただし書の規定による議決権の取得又は保有の	○								

3 略									
4 同法第42条において準用する民法第66条の規定による仮理事の選任	○								
5 同法第43条第3項の規定による定款の変更の認可	○								
6 同法第43条第4項の規定による規約の設定、変更又は廃止の認可	○								

承認									
23 略									
24 略									
25 同法第33条第3項において準用する同法第38条の規定による解散組合の継続の認可		○							
26 同法第39条第1項の規定による組合の合併の認可		○							
27 同法第33条の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告の徴収							○		
28 略									
29 略									
30 略									
31 同法第44条の2第1項の規定による共済事業を行う組合に対する定款の変更等監督上必要な命令		○							
32 同法第44条の2第2項の規定による共済事業を行う組合に対する改善計画の提出等監督上必要な命令		○							
33 同法第44条の2第4項の規定による共済事業規約の設定等の認可の取消し		○							
34 同法第44条の2第5項の規定による組合の業務の停止若しくは役員解任の命令又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の設定等の認可の取消し		○							
35 略									
36 略									
略									
景観									
略									
三 都計審画法(昭和33年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務(景観まちづくり課の所掌事務に係るもの)に限り、市町村長に委任したものを	略								

7 略									
8 略									
9 同法第33条第1項の規定による解散組合の継続の認可		○							
10 同法第35条第2項の規定による組合の合併の認可		○							
11 同法第33条の規定による組合の業務又は財産の状況に関する報告の徴収							○		
12 略									
13 略									
14 略									
15 同法第44条の2の規定による組合に対する定款の変更等監督上必要な命令		○							
16 略									
17 同法第46条の2の規定による規約の設定等の認可の取消し		○							
18 略									
略									
景観									
略									
三 都計審画法(昭和33年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務(景観まちづくり課の所掌事務に係るもの)に限り、市町村長に委任したものを	略						○	総合事務係長	
23 同法第32条の規定による開発行為の同意(国有土地に係るものに限る。)									
24 略									
25 略									
26 略									

除く。)	26 略
	27 略
	28 略
	29 略
	30 略
	31 略
	32 略
	33 略
	34 略
	35 略
	36 略
	37 略
	38 略
	39 略
	40 略
	41 略
	42 略
	43 略
	44 略
	45 略
	46 略
	47 略
	48 略
	49 略
	50 略
	51 略
	52 略
	53 略
	54 略
	55 略
	56 略
	57 略
	58 略
	59 略
	60 略
	61 略
	62 略
	63 略
	64 略
	65 略
	66 略
	67 同法第30条第1 項の規定による報 告及び資料の提出

除く。)	27 略
	28 略
	29 略
	30 略
	31 略
	32 略
	33 略
	34 略
	35 略
	36 略
	37 略
	38 略
	39 略
	40 略
	41 略
	42 略
	43 略
	44 略
	45 略
	46 略
	47 略
	48 略
	49 略
	50 略
	51 略
	52 略
	53 略
	54 略
	55 略
	56 略
	57 略
	58 略
	59 略
	60 略
	61 略
	62 略
	63 略
	64 略
	65 略
	66 略
	67 略
	68 同法第30条第1 項の規定による報 告及び資料の提出

	ある既存の建築物の除去等の命令								
22	同法第12条第5項の規定による建築物の敷地掘削等の報告の請求							○	総合事務所長
23	同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求		○						
24	同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施		○						
25	同法第15条第4項の規定による建築設計の作成及び当該建築設計の国土交通大臣への送付		○						
26	同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求		○						
27	同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示		○						
28	同法第18条第13項第1号の規定による検査済書の交付前の建築物の仮使用の承認							○	総合事務所長
29	同法第18条第14項の規定による国等の違反建築物に係る通知及び要請							○	総合事務所長
30	同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町村の同意の取得		○						
31	同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定		○						
32	同法第42条第1項第4号の規定による道路の新設等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定							○	総合事務所長
33	同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定							○	総合事務所長
34	同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定		○						
35	同法第42条第3		○						

49	同去第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定								
50	同去第52条第8項第1号の規定による区画の指定								
51	同去第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可								総合事務所長
52	同去第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定								
53	同去第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定								
54	同去第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可								総合事務所長
55	同去第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可								総合事務所長
56	同去第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可								総合事務所長
57	同去第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定								総合事務所長
58	同去第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可								総合事務所長
59	同去第56条第1項の規定による隣地線界に係る数値の指定								
60	同去第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可								総合事務所長
61	同去第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の認定								総合事務所長
62	同去第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定								総合事務所長
63	同去第57条の2								総合事務所長

												86 同去第68条の7 第1項の規定による 予定道路の指定							総合事務所長
												87 同去第68条の7 第5項の規定による 予定道路に接する 場合の容積率の 制限の適用する建 築物の建築の許可							総合事務所長
												88 同去第70条第1 項の規定による建 築協定の認可							総合事務所長
												89 同去第73条第2 項(同去第74条の 21項及び第76条の 3第4項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る建築協定を認可 した旨の公告							総合事務所長
												90 同去第74条第1 項の規定による建 築協定の変更の認 可							総合事務所長
												91 同去第74条の2 第4項の規定によ る建築協定区域内 の土地が当該建築 協定区域内から除 かれたことを知っ た旨の公告							総合事務所長
												92 同去第76条第1 項の規定による建 築協定の廃止の認 可							総合事務所長
												93 同去第76条第2 項(同去第76条の 3第6項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る建築協定を廃止 した旨の公告							総合事務所長
												94 同去第76条の3 第2項の規定によ る一の所有者の土 地を区域とする建 築協定の認可							総合事務所長
												95 同去第77条の21 第1項又は第3項 の規定による指定 確認検査機関を指 定した旨の告示							
												96 同去第77条の22 第1項の規定によ る指定確認検査機 関の業務区域の変 更の認可							
												97 同去第77条の22 第4項の規定によ る指定確認検査機 関の業務区域の変 更の認可をした旨 の公示							
												98 同去第77条の23 第1項の規定によ る指定確認検査機 関の指定の更新							
												99 同去第77条の24 第4項の規定によ る確認検査員の解 任命令							

十四 略

10	同法第23条の7第1項の規定による建築士事務所に係る登録の取消									総合事務所長
11	同法第26条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取直し等									
12	同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求									総合事務所長
13	同法第29条第3項の規定による建築士審査会委員の任命									

十九 略

二十	建築物の新築改修の届出に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一) 東沼総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長	
		2	同法第7条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示 (一) 東沼総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長	
		3	同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表									
		4	同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一) 東沼総合事務所及び八雲総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中沼総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西沼総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東沼総合事務所長 中沼総合事務所長 西沼総合事務所長
		5	同法第8条第3									

											項の規定による建築物の高層改修の計画の認定 (一) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長		
											6 同法第8条第8項後段(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の高層改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの											東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
											7 同法第9条第1項の規定による建築物の高層改修の計画の変更の認定 (一) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
											8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
											9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一) 東部総合事務所及び八咫総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
											10 同法第12条の規											

		定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		11 同法第13条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定基準の特例の承認							
二十一	浄化槽に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行為に対するものに限る。)の受理 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2 同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3 同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行為に対するものに限る。)の内容が相当であると認める旨の通知 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
二十二	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく知事の権	1 同法第74条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一) 東部総合事務所及び八尾総合事務所の所管区域に係るもの							東部総合事務所長

十五 略									
公 略									
園 略									
自 略									
然 略									
課 略									
十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	84 同法第58条の規定による狩猟者登録の拒否	(一) 県内に住所を有する者に係るもの	(二) 県外に住所を有する者に係るもの						総合事務所長
十五 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第79条第2項の規定による指示								総合事務所長
十六 略									
十七 略									
十八 略									
十九 略									
二十 略									
二十一 略									
二十二 略									
二十三 略									
二十四 略									
二十五 略									

限に属する事務	(二) 中宿総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西宿総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								中宿総合事務所長 西宿総合事務所長
2 同法第75条第2項の規定による届出をした者に対する指示	(一) 東宿総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中宿総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西宿総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東宿総合事務所長 中宿総合事務所長 西宿総合事務所長
3 同法第75条第3項の規定による指示に従わない旨の公表									
4 同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告									
二十三 略									
公 略									
園 略									
自 略									
然 略									
課 略									
十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	84 同法第58条の規定による狩猟者登録の拒否	(一) 県内に住所を有する者に係るもの	(二) 県外に住所を有する者に係るもの						総合事務所長
十五 略									
十六 略									
十七 略									
十八 略									
十九 略									
二十 略									
二十一 略									
二十二 略									
二十三 略									
二十四 略									

域内の道路の上空等に及ぼす建築物の建築の認定										
40 同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限										総合事務所長
41 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示										総合事務所長
42 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取										総合事務所長
43 同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可										総合事務所長
44 同法第48条第1項から第13項までに掲げる用途等区域内における構築物の建築の許可										総合事務所長
45 同法第48条第14項の規定による用途等区域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第15項の規定による公示										総合事務所長
46 同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可										総合事務所長
47 同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定										
48 同法第52条第2項の規定による前面幅員に乘じる係数の指定										
49 同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定										
50 同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定										
51 同法第52条第10項、第11項及び第141項の規定による容積率の制限の緩和の許可										総合事務所長
52 同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定										
53 同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定										